

令和4年 第9回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和4年9月15日(木)午後2時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 江間栄作 中村金夫
横井典行 足立侑律 根木常次 内山進吾 岡本純
山中秀三 杉山誠 後藤剛 森島倫生 鈴木英雄 伊藤安子
小柳守弘 鈴木要
欠席： 平尾温己 加茂龍雄 袴田博子 中安千秋 井上保典 水崎久司

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎
秋山尚司 渡邊光二 富永幹人

4. 審議事項

- 第59号議案 農地法第3条の規定による許可について
第60号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による
別段の面積及び区域の指定申請について
第61号議案 農地法第4条の規定による許可について
第62号議案 農地法第5条の規定による許可について
第63号議案 非農地証明について
第64号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
第65号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

- 報第59号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第60号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報第61号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第62号 農地法第3条の規定による許可について(3条許可公売)
報第63号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第64号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について
報第65号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第66号 農地の地目変更登記に係る報告について
報第67号 農業用施設証明について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和4年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ18名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。なお、議席番号4番平尾温己委員、議席番号5番加茂龍雄委員、議席番号10番袴田博子委員、議席番号17番中安千秋委員、議席番号20番水崎久司委員、議席番号21番井上保典委員から欠席と連絡を受けております。また、会議中は携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。第9回浜松市農業委員会総会にお集まりいただきましてありがとうございます。冒頭でございますが、今月2日に、一時間当たり総雨量118ミリ、警戒レベルMAX5が出まして、昼ぐらいに携帯電話が鳴りっぱなしになり、私も驚きましてどうなるかと心配しましたが、思いのほか大きな被害もなく良かったと思っております。その件について、いつも私なりに思っていることを皆さんにお伝えしたいと思っております。昔から、畑、水田は自然の貯水池と言われております。雨が降った時に水田に一時的に水が溜まり、オーバーフローしてから徐々に排水していくことで、洪水を防ぐ調整が出来ていると言われております。私たち農業委員が一番心を痛めているのが、農地転用等がされ農地がアスファルト等で覆われてしまい貯水機能が低下していることです。調整池等で対策しているとはいえ水が出た時、昔ながらの農地が有ることが自然の流れで良いと常々思っております。やはり100ミリを超すような想像が出来ない雨が定期的に降るような時期になった時に、原点に帰ってどうすれば良いのかと思っております。やはり、農業委員会がどうのこうのいうのではなく、浜松全体のまちづくりを考える専門部署、都市計画課あたりが農地の在り方を含めて考えて頂ければと思います。私は、何かあれば事ある毎に、農地は自然の貯水池と訴えていこうと思っておりますので、皆さんも啓蒙していただければ、どこかで実を結び、メリハリの付いた農地の線引きが出来るのではないかと考えております。また遅れてしまいましたが、この度の豪雨で被災された方々には、早くの復興を願っております。簡単ではございますが挨拶と代えさせていただきます。

局長 それでは、只今から、令和4年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号11番の根本常次委員、議席番号12番の内山進吾委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第59号議案「農地法第3条の規定による許可について」

を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。第 59 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

秋 山 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 193 番外 9 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 7 件、贈与に係る案件が 2 件、区分地上権に係る案件が 1 件でございます。

議案 1 ページ、地区「三方原」「細江」、整理番号 195 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区三方原町に事務所を置く [REDACTED] です。[REDACTED] は、北区三方原町の [REDACTED] を経営するほか、障がい者の生活介護事業として、市内外に複数の就労支援事業所及びグループホーム等を経営する社会福祉法人です。この度、北区根洗町と細江町中川の農地を売買により取得し、身体又は知的に障害がある人の就労支援を目的とした、農福連携農園を行いたく申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。取得後は里芋、綿、小麦、その他野菜を作付けしていく計画でございます。なお、この案件は、社会福祉法人が農福連携農園とする目的で農地法第 3 条の許可を得ようとするものであり、農地法施行令第 2 条に定められる不許可の例外規定に該当し、各要件は除外されております。

続きまして、議案 1 ページ、地区「都田」、整理番号 196 番は贈与に係る案件でございます。譲受人は、北区都田町の [REDACTED]、49 歳でございます。[REDACTED] は北区都田町を中心にミカンを耕作しておりますが、この度、父である [REDACTED] から経営移譲を進めるため、耕作地の一部を息子の [REDACTED] が贈与により取得し、引き続き耕作したく申請に至ったものでございます。申請地は、北区都田町の畑、2 筆で、取得後はミカンを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 198 番は、先ほど説明いたしました議案 1 ページ、整理番号 196 番と同じ譲受人より同時申請されているもので、売買に係る案件でございます。譲受人である [REDACTED] は、北区都田町を中心にミカンを栽培しておりますが、この度、贈与により都田町の農地の一部を譲り受けるのとあわせ、三ヶ日地区にも営農地を広げていく計画でございます。申請地は、北区三ヶ日町日比沢の畑、2 筆で、取得後はミカンを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会において協議した結果、特に問題ありませんでした。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員が欠席しておりますので私からご報告申し上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんとのことでした。

続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で協議しましたが、特に問題ありません。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 最後に、中瀬、赤佐、亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会ですが、特に問題ありません。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 事務局に伺います。整理番号 195 番は農福連携とのことですが、農地法第 3 条で取得した農地を数年後に農地転用をするに当たり、都市計画法の網にかかりますか。

縣 農地調整グループ長の縣です。建物を建築する場合には都市計画法の許可が必要になります。また、農用地区域内農地であれば農振法の申出が必要となります。

森 島 農福連携農園で許可を出しても、その後所有権移転して耕作を開始すれば、通常の農地と同じ取り扱いということよろしいですか。

縣 その通りです。

森 島 わかりました。ありがとうございます。

議 長 その他、ございますでしょうか。
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 59 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、第 60 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 3 ページをご覧ください。第 60 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」でございます。担当から説明いたします。

秋 山 この申請は、中山間地域の空き家に移住する方に限り、空き家と小規模農地をセットで取得できるよう、下限面積を個別に指定する申請となります。手続きの流れとしましては、別段の面積及び区域の指定申請を行い、調査会、総会でご審議いただきます。総会承認後、県知事へ通知をし、下限面積の変更を行った後、所有権の移転又は権利の設定の申請をしていきます。
今月の申請は、地区「引佐」、整理番号 2 番の 1 件でございます。
申請者は、愛知県額田郡幸田町から北区引佐町渋川に移住した [REDACTED] です。 申

請地は、北区引佐町渋川 外 3 筆、合計面積 1,726 m²、地目は畑で、
に位置しております。 は、これまで介護施設にて勤務しておりましたが、妻の実家が浜松市内にあることから、浜松市内で移住先を探していたところ、天竜区役所の中山間地域移住コーディネーターに紹介され、この地に移住することになりました。 は、農業経験はありませんが、通勤可能な範囲で新たに介護等の仕事をしながら、休日等を利用して今回取得予定の自宅に隣接した農地にて、近隣の農家から指導を受けながら、ロウバイや、ナス、トマトなどの露地野菜の栽培を行う予定です。

総会で承認いただけましたら、申請地である引佐町渋川 の区域については、下限面積を引佐地区の基準である 4,000 m²から 1,726 m²とする旨を静岡県知事に通知していきます。

説明は、以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山 引佐地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。過疎化が進んでいる地域ですので、移住してくれることに関して歓迎しております。耕作意欲もあり、近隣住民との関係も良いので、今後に期待しております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 引佐の農業委員の方からご報告があったことについては、その通りで良いのではないかと思います。事務局に伺いたいのですが、先般の下限面積要件撤廃については法案が通ったと理解しています。法案は通りましたが細部の規定が定まっていないため、今まで通り審査することになると思うのですが、いかがでしょうか。

縣 森島委員がおっしゃるように下限面積要件を撤廃するという法案は通りました。しかし、施行の時期が未定なので、まだ下限面積要件はあるという認識になります。そのため、現状で下限面積に満たない農地を取得する場合は、今の制度を使って農地を売買で取得するということになります。

森島 法案が通ったが施行期日が決まっていないということですね。こういったことが、長く続くということはあったのでしょうか。

縣 法案が通った後は 1 年以内に施行するとなっておりますので、遅くとも来年度中には実施されると思います。

森島 この問題は我々の中でもう少し議論しておかないとフリーパスになる危険性があります。

局長 3 条は下限面積要件だけではなく、全部耕作要件、常時従事要件、地域との調和要件、農地法違反がないことなどがありますので、下限面積以外の要件で審査をするというのが国の考えです。ですので、下限面積が撤廃されることで誰でも農地を取得できるとい

うことではありません。許可後に耕作を行っていいのかの審査は必要になります。

森 島 おっしゃるとおりだと思います。大事なことは、調査会でしっかり確認することだと思います。調査会が問題ないと判断して総会に持ってくれば、十分対応できるという考え方で良いと思います。ただ、その責任が重くなると感じています。

局 長 森島委員のおっしゃるとおりです。一方、国の考えとしては、今までは業として一定の規模を営んでいる人でないと許可されなかったものが、下限面積を撤廃することにより半農半Xといった形で他業種の人が農業に参入しやすくする目的もあります。つまり、農業の門戸を広げるという考え方があると思います。

森 島 良くわかりますし、そのとおりだと思います。しかし、我々の思いとしては簡単ではないと思います。従来から地域として農地を管理し、農地を運営してきた地域の認識として、従来の枠組みの中でやるのが安心で、そうではない人たちがこういった形で入ってきたことに関して、半農半Xの実態を我々が見抜く議論が必要になってくると思います。実態とすると極めてデリケートな問題だと思うので、全員で認識を共有しておかないと判断がバラバラになってしまうので、各調査会で準備をしておいた方が良いと思います。

局 長 今後、人・農地関連施策での仕組みが変わってきます。改めてみなさんに説明する場を設けたいと思いますので、よろしくお願いします。

森 島 はい、わかりました。

議 長 その他、ございますでしょうか。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第60号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第61号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案5ページをご覧ください。第61号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします

秋 山 今月の申請案件は、地区「舞阪」、整理番号57番外4件でございます。転用目的別の内訳は、農業用施設が2件、自己用住宅関連が2件、貸駐車が1件でございます。農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が2件、第2種農地が1件、第3種農地が2件でございます。なお、是正案件は、整理番号58番、61番です。

また、駐車場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申
上げます。
地区調査会で協議した結果、問題ないという報告を受けております。
最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会でございますが、問題ありません。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委
員からの報告について発言のある方は挙手を願います。
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 61 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。
次に、第 62 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事
務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 7 ページをご覧ください。第 62 号議案「農地法第 5 条の規定による許
可について」でございます。担当より説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 662 番外 49 件でございます。転用目的別
の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 31 件、農業用施設が 3 件、事業用の建
物関連が 3 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 8 件、太陽光発電が 2
件、営農型太陽光発電が 1 件、一時転用が 2 件でございます。また、農地区分別の内訳
につきましては、農用地区域内農地が 9 件、第 1 種農地が 5 件、第 2 種農地が 8 件、第 3
種農地が 28 件でございます。なお、是正案件は整理番号 703 番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による
再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは面積の大きい、議案に丸を付した 5 件につきましてご説明いたします。

議案 8 ページ、地区「笠井」、整理番号 670 番をお願いします。東区豊町の田 3,857 ㎡
について、倉庫、事務所を設けたいという申請でございます。申請者は、東区豊町に本
社を置き、XXXXXXXXXXを営む法人です。現在、南区飯田町に倉庫と事務所を借りてXXXXXXXXXXを
営んでおりますが、現在の敷地が手狭になり事業敷地を拡張したいと考えましたが、周
囲は宅地に囲まれており拡張ができないため、申請地に倉庫、事務所を新設したく申請
に至ったものでございます。申請地は、XXXXXXXXXXに位置する農
地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。
本転用事業は、倉庫、事務所、駐車場、緑地、調整池等を新設する計画であり、配置計
画からみて、転用面積は適当と思われま。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見

切壁を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ、地先水路へ制限放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして議案 10 ページ、地区「五島」、整理番号 685 番をお願いします。南区西島町の田 3,557 m²について、集出荷施設、農業用資材置場を設けたいという申請でございます。申請者は、中区中央一丁目に本社を置く■■■■です。申請地隣接にパブリカの栽培用ハウスを建築中ですが、栽培に必要な集出荷施設、資材置き場、従業員用の駐車場を整備するものでございます。申請地は、■■■■に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、農業振興地域内農用地区域に該当すると判断いたしました。本転用事業は、集出荷施設、資材置場、駐車場等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地は碎石敷とし、周囲には見切壁を設置する計画であること、雨水排水は自然浸透及び雨水管を通じて貯水タンクに流入させ農業用水として利用し、汚水、雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 12 ページ、地区「三方原」、整理番号 696 番、697 番をお願いします。用途が異なるため整理番号を分けておりますが、同一の転用事業者による一体の事業計画であるため、併せてご説明いたします。696 番につきましては北区豊岡町の畑 2 筆、合計 3,781 m²、697 番につきましては北区豊岡町の畑 3,772.50 m²について、どちらも駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、東京都中央区に本社を置き、■■■■を営む法人です。696 番につきましては、北区豊岡町にて製造業を営む事業者の工場増築工事を請け負い、既存敷地内に工場を増築するにあたり、従業員用駐車場の一部を資材置場として利用する必要があることから、その代替地として従業員用駐車場を確保する計画でございます。697 番については、工事期間中に現場作業員が使用する駐車場を確保する計画であり、許可日から 2 年 1 カ月間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、いずれも■■■■に位置する農地です。申請地の農地区分は農用地区域内農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当します。本転用事業は、696 番については、従業員用駐車場として 156 台、697 番については現場作業員用駐車場として 172 台収容する駐車場を設ける計画であり、配置計画からみて転用面積は適当と思われます。いずれの申請地も碎石敷とし、周囲には土堰堤と土側溝を設ける計画であること、雨水排水は自然浸透および敷地内に設ける多孔管等を通じて道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も

認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。また、事業完了後には 696 番については土地所有者がとうもろこし、馬鈴薯を耕作し、697 番については、土地所有者がキウイを耕作する計画であることを耕作管理計画書にて確認しております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 13 ページ、地区「北浜」、整理番号 708 番をお願いします。浜北区永島の畑 4 筆、5,257 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、浜松市浜北区に本店を置き、[REDACTED]を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 3,994 m²、最大掘削深 10m、総掘削量は 19,854 m³を予定しております。工事期間中は、最小 2m、最大 5m の保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ還元し、キャベツ、ジャガイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

続いて、積志調査会の平尾委員が欠席しておりますので私からご報告申し上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんとの報告を受けております。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員が欠席しておりますので私からご報告申し上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんとの報告を受けております。

続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会にて協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので私からご報告申し上げます

地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんとの報告を受けております。

続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。
議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 都田地区調査会で協議をしました結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山 中 細江地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
杉 山 引佐地区調査会にて協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。
議 長 続いて、浜名・浜北地区調査会の中安委員が欠席しておりますので私からご報告申し
上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんと報告を受けています。

最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した 3 件のうち赤佐の件ですが、地目が田で榊を
作るという話でございます。調査会で議論になりましたので、耕作者に耕作の難しさにつ
いて理解しているかを確認しながら協議しました。耕作者は県外でも同じような耕作
をしているとのことでしたから、今後も耕作状況を確認していくということで可といた
しました。問題ありません。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委
員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 62 号議案「農地法 5 条の規定による許
可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 63 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願
います。

木 下 お手元の議案の 15 ページをご覧ください。第 63 号議案「非農地証明について」で
ございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「河輪」、整理番号 19 番外 1 件でございます。

地区「河輪」、整理番号 19 番の申請地は昭和 45 年 1 月 8 日に工場が建築され、宅地利
用されているものです。

地区「春野」、整理番号 20 番の申請地は昭和 46 年 4 月頃から車庫兼物置が建築され、
宅地利用されているものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 63 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 64 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 お手元の議案の 17 ページをご覧ください。第 64 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。

富永 相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号 9 番外 2 件でございます。それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「庄内」、整理番号 10 番について説明いたします。

被相続人は、平成 14 年 3 月 11 日に亡くなられた、XXXXXXXXXX。相続人は、西区庄和町にお住いの、子のXXXXXXXXXX、64 歳です。申請地は西区庄和町XXXXXXXXXX外 10 筆で、特例農地の面積は、申告時、現在ともに 6,989 m²です。現地調査をした結果、特例を受けている 11 筆のうち、4 筆はニラが耕作され、農地の管理が行われていました。また、1 筆について耕作はされていませんが、管理はされていたため、「管理地」として税務署へ報告します。残りの 6 筆につきましては、耕作も管理もされていなかったため、「荒廃地」として税務署へ報告します。

また、整理番号 9 番 11 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていきましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 64 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 65 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 議案 19 ページをご覧ください。第 65 議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

富永 それでは、別冊 1 につきましては事務局より説明いたしますが、23 ページ 1 番、25 ペ

ージ5番に委員該当案件がありますので、お願いします。

議長 長 それでは、委員該当案件がありますので、後藤委員はご退室をお願いします。
(後藤委員 退室)

議長 長 それでは事務局、説明をお願いします。

議長 永 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。令和4年度第6回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和4年9月20日となります。2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計211筆、202,111.54㎡の内訳でございます。今月は、笠井地区での11筆をはじめとして、計23地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから23ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、25ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1ページの1番、2番をご覧ください。[]です。浜北区高畑の農業者、[]のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。浜北区横須賀[]ほか1筆の畑、計1,393㎡を借り受け、キャッサバ、玉葱、さつまいもの栽培を予定しております。

次に、7ページの1番、2番をご覧ください。[]です。西区神ヶ谷町の認定農業者、[]のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。東区有玉西町[]外1筆の畑、計3,069㎡を借り受け、長ねぎの栽培を予定しております。

次に、13ページの13番から14ページの18番をご覧ください。[]です。北区都田町の農業者、[]のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。東区豊町[]外5筆の畑、計5,012㎡を借り受け、ブルーベリーの栽培を予定しております。

次に、14ページの19番をご覧ください。[]です。北区根洗町の認定農業者、[]のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。浜北区新原[]の畑、2,347㎡を借り受け、ブルーベリーの栽培を予定しております。

次に、5ページ、13ページの1番から12番、19ページから21ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が46筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足意見なし)

- 議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)
- 議 長 はい、森島委員。
- 森 島 議事運営の関係ですが、利用権の説明について委員該当案件のみの退室で良いのではないですか。
- 河 村 農地集積グループ長の河村です。農地法第3条、4条、5条につきましては各案件が個別許可となっております。今ご審議いただいている利用権設定につきましては、全案件の211筆の貸し借りを1本の許可として取り扱っておりますので、1筆でも問題があると他の210筆も設定できないということになります。そのため、該当委員に関しましては全ての案件に関係があるとなりますので、全ての案件でご退室いただいております。法律、制度の話ですので、従来通りのご対応とさせていただきたいと思っております。
- 森 島 そのような事務取扱が求められているのですが、農業委員はできるだけ在席していただきたいと思っております。ただ、河村グループ長のお話では制度の問題のようですから、私も確かめますので今日はこの辺りで終わりにします。
- 議 長 その他、ご意見ございますか。
(森島委員 挙手)
- 議 長 はい、森島委員。
- 森 島 会長挨拶でもありましたが集中豪雨の件です。利害関係のない委員の皆様方もいらっしやいますので、現場の話をさせていただきたいと思っております。先日会長から電話をいただきまして、全国ニュースで浜北区の被害が大きいと言われているけれども、浜北区の状況はどうかとの内容でした。周りの農家の人達からは雨が降っている最中にいくつかの電話をもらい、田では稲穂が水に浮いている状況とのことでした。その時には、外に出られませんでしたので、4時頃に現地調査をしたところ水は引いていました。こういうことがあると、村の中の感覚というのは、農業委員や農協が現地の状況を知らなかったということは許してもらえません。このような感覚が、我々の集落にはあるということを利用して利害関係のない委員の方々には知っておいてもらいたいですし、我々が審議をして許可をしていることが、水害に無関係でないと考えることが正常な考え方だと思います。会長挨拶であった水害のお話は、我々が持っている重要な課題だと思いますので、会長のお話に反応させていただきました。
- 議 長 利用権に対してのご意見、ご質問について他にございますでしょうか。
(質疑応答なし)
- 議 長 それでは、ご意見もないようですので、第65号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
それでは、後藤委員はご入室をお願いします。
(後藤委員 入室)
- 議 長 次に、報告事項の報第59号から報第67号までを、事務局から報告をお願いします。

木 下 議案 23 ページをご覧ください。報第 59 号から報第 67 号までの一覧が載っております
のでご確認よろしく申し上げます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
それでは、その他として委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いい
たします。

山 中 ・排水路の汚染について
議 長 その他、ございますでしょうか。
(その他報告なし)

議 長 ないようですので、事務局から連絡事項がありましたら申し上げます。

縣 ・農地所有適格法人について

局 長 ・農業会議情報について

木 下 ・グリーントランスフォーメーションについて

今後の会議予定

・令和 4 年 第 10 回 農業委員会総会

日時 令和 4 年 10 月 14 日(金) 午後 2 時 30 分から

場所 浜松市役所 北館 1 階 101・102 会議室

・令和 4 年度農業委員会 研修会

日時 令和 4 年 10 月 28 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 4 時

場所 可美公園総合センター ホール

足 立 ・法人の農業経営について

会 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、
ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 9 回浜松市農業委員会総
会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 45 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 4 年 11 月 15 日(火)

会 長 松島 好則

委 員 根木 常次

委 員 内山 進吾